

年金トピック

No.2016-30

第 18 号

2016 年 5 月 24 日
団体年金サービス部

平成 28 年熊本地震の厚生年金基金に関する通知の発出について（続報）

平成 28 年熊本地震の厚生年金基金の事務取扱いに関する通知につきましては、年金通信第 10 号（2016 年 5 月 2 日発信）でご連絡いたしましたが、今般、新たに以下の 2 通の通知が発出されましたので、ご連絡いたします。

1. 平成 28 年熊本地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について（年企発 0512 第 1 号。別紙 1 参照。）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。）に定める厚生年金基金に関する以下の義務内容で、平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 7 月 28 日までの間に履行期限が到来するものについては、平成 28 年 7 月 29 日までに義務が履行されたときには、免責されることが示されました。

- ・厚生年金基金の公告
 - ・年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者の死亡届出
 - ・業務報告書、運用報告書の提出
2. 「平成 28 年熊本地震に係る現況届の事務処理に関する指導等について」（年企発 0513 第 3 号。別紙 2 参照。）

熊本県に住所を有する、誕生日が 4 月 1 日から 6 月 30 日までの受給権者又は受給者については、指定期限日までに現況届の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないよう、現況届の提出期限を平成 28 年 7 月 31 日まで延長することが示されました。

詳細は通知をご欄ください。

企業年金業務室
熊澤、神谷、
関根、山崎

以上



【別紙1】

年企発0512第1号
平成28年5月12日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

平成28年熊本地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について

平成28年熊本地震による災害に対しては、平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号。以下「政令」という。）が別添1のとおり平成28年5月2日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）（別添2）の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、平成28年熊本地震による災害を法第2条第1項の特定非常災害に指定し、その被害者について、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関する所要の措置を講ずるものである。

主な内容等は下記のとおりであるので、厚生年金基金等について、災害の影響等を十分に配慮し、企業年金制度等（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び国民年金基金制度をいう。）について、適切な運用が図られるよう、遺漏なきを期したい。

記

法第4条に定める法令上の義務者であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責に関する措置については、以下のように取り扱われたい。

- (1) 法令に規定されている義務のうち、平成28年4月14日から平成28年7月28日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該期限までに履行されなかつたことにより、法令義務違反として、罰金等の刑事上、行政上の責任が問われる場合において、平成28年7月29日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。
- (2) 法第4条第1項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられ

る義務を対象とするものであり、例えば、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第102条第1項に基づき履行期限の定められていない条項について違反の改善の措置を命じる場合のように、法令に基づく処分であって初めて具体的に履行期限を定めて義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。（「参考」を参照のこと）

- (3) 法第4条第1項及び政令第1条によって規定される「平成28年熊本地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつた」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害により被害を受けたか否か、すなわち、履行義務者が当該義務の履行ができなかつたか否かによって判断されること。
- (4) 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 菅 義偉

政令第1百十三号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項並びに第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十一月二十八日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 岩城 光英

- 3 免責期間が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期間が到来する日の翌日以後においても特に難堪して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定期間の措置となる法令の条項」とし、新たに「当該特定期間の不履行によりての免責に係る期間を定めること」ができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前二項の規定にからむらず、特定期間が火災その他のやむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について特定期限が定めあるときは、その定めによるものによる。
- (債務超過の理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置)
- 第五条 特定期間火災によりその財産をもつて債務を差し渡す」とができるなくなった法人に対しては、第一条第一項又は第二項の政令でのの一定の期間を指定するものと施行の日以後既に発生した災害から起算して二年を超えない範囲内において改めて定めた日までの間、債務を差し渡すことができる場合又は破産の申立てをした場合は、
- 2 裁判所は、法人に対して被災の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して被災の直害をすることができないときは、被災の直害を担保する決定をしなければならない。
- 3 裁判所は、前項の決定による法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について認定があつたときは、申立てによつて又は被災の決定を取消すことができる。
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 5 民法(昭和二十九年法律第八十九号)第七十条第一項(他の法律において準用する場合を含む)の規定による政令で定めた日までの間、固有本文(因縁調停法による調停の申立ての手続料の特例に関する措置)
- 第六条 特定期間火災により倍地価(賃貸のものによる地主の法務税に著しい混乱を生ずるおそがある地区として政令で定めるものに特定非

管事業者発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定期間が火災に起因する民事に關する争権につき、特定期間が火災発生日以後当該特定期間火災が起算して三年を超えない範囲内において政令で定めた日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にからむらず、その申立ての手数料を免除する法律(平成七年法律第二百二十三号)及び特定期間火災による免責区分火災の被災者の損害賠償の問題に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)及び特定期間火災による免責区分火災の被災者の損害賠償の問題に関する法律(平成八年法律第八十五号)に改まる。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三十九号)の第三条第四十五号中、「及び建築物の耐震改修」を「官署、施設及び機械の設置」に改める。

第一条を次のように改める。

(官署、施設及び機械の設置)

第一条 公正取引委員会の事務局は、官署及び第七条 建設省設置法第一条第三十二号の特定期間火災は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同一の規定にからむらず、その申立ての手数料を免除する規定にからむる。

第三条の災害が特定期間火災である場合におけることと要しない。

2 公正取引委員会事務局組織令の一節を改正する政令を以て公布する。

平成八年六月十四日 内閣總理大臣 横木禎太郎

監査官
内閣總理大臣 横木禎太郎
法務大臣 喜尾 立子
建設大臣 中尾 栄一

政令第百七十五号

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害に依り適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月十四日以後に発生した災害

三 國土計画法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を改むるよう改定する。

四 第四条中第二十六号を第十七号とし、第一十五号を第二十六号とし、第一十四号を第二十一号とし、第二十二号の次に第一号を追加する。

五 第二回改定非常災害の被害者等の権利保護のための特別措置に関する法律(平成八年法律第六十五号)の施行に關する法律

第六条 特定期間火災により倍地価(賃貸のものによる地主の法務税に著しい混乱を生ずるおそがある地区として政令で定めるものに特定非

管事業者発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定期間が火災に起因する民事に關する争権につき、特定期間が火災発生日以後当該特定期間火災が起算して三年を超えない範囲内において政令で定めた日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にからむらず、その申立ての手数料を免除する法律(平成七年法律第二百二十三号)及び特定期間火災による免責区分火災の被災者の損害賠償の問題に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)及び特定期間火災による免責区分火災の被災者の損害賠償の問題に関する法律(平成八年法律第八十五号)に改まる。

第七条 建設省設置法第一条第三十二号の特定期間火災は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同一の規定にからむらず、その申立ての手数料を免除する規定にからむる。

第三条の災害が特定期間火災である場合におけることと要しない。

2 特定期間火災による免責区分火災の被災者の損害賠償の問題に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)を「官署、施設及び機械の設置」に改める。

第一条を次のように改める。

(官署、施設及び機械の設置)

第一条 公正取引委員会の事務局は、官署及び第七条 建設省設置法第一条第三十二号の特定期間火災は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同一の規定にからむらず、その申立ての手数料を免除する規定にからむる。

第三条の災害が特定期間火災である場合におけることと要しない。

2 公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令を以て公布する。

平成八年六月十四日 内閣總理大臣 横木禎太郎

監査官
内閣總理大臣 横木禎太郎
法務大臣 喜尾 立子
建設大臣 中尾 栄一

政令第百七十五号

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害に依り適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月十四日以後に発生した災害

三 國土計画法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を改むるよう改定する。

四 第四条中第二十六号を第十七号とし、第一十五号を第二十六号とし、第一十四号を第二十一号とし、第二十二号の次に第一号を追加する。

五 第二回改定非常災害の被害者等の権利保護のための特別措置に関する法律(平成八年法律第六十五号)の施行に關する法律

第六条 特定期間火災により倍地価(賃貸のものによる地主の法務税に著しい混乱を生ずるおそがある地区として政令で定めるものに特定非

<参考>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る企業年金等関係法令等

厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法）

条文	義務内容	期日等
第116条 ・厚生年金基金令（※1）第3条、第4条、第42条	厚生年金基金の公告	（設立の場合）4週間以内 （変更の場合）2週間以内 （解散の場合）2週間以内
第174条（第98条第4項の準用）	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者の死亡届出	10日以内
第177条 ・厚生年金基金規則（※2）第56条第1項、第2項	報告書の提出	（業務報告書）毎年3月、6月、9月、12月の翌月15日まで （運用報告書）翌事業年度9月30日まで

※1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令

※2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則

確定給付企業年金法関係

条文	義務内容	期日等
第15条 ・確定給付企業年金法施行令第8条、9条、58条	企業年金基金の公告	（設立の場合）4週間以内 （変更の場合）2週間以内 （解散の場合）2週間以内
第86条	規約型企業年金の規約の失効	30日以内
第99条	受給権者の死亡届出	30日以内

第 100 条第 1 項	報告書の提出	毎事業年度終了後 4 月以内
--------------	--------	----------------

確定拠出年金法

条文	義務内容	期日等
第 16 条第 1 項 ・確定拠出年金法施行規則第 11 条	企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項の通知	5 日以内
第 47 条	企業型年金の規約の失効	30 日以内
第 50 条 ・確定拠出年金法施行規則第 27 条	報告書の提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 80 条第 3 項、第 81 条第 3 項、第 82 条第 2 項、第 83 条第 2 項 ・確定拠出年金法施行令第 45 条の 2	個人別管理資産の移換	当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して 6 月以内
第 92 条第 1 項	運営管理機関の登録事項の変更の届出	2 週間以内
第 93 条	運営管理機関の廃業等の届出	30 日以内
第 102 条 ・確定拠出年金運営管理機関に対する命令第 12 条	運営管理機関の業務報告書の提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 113 条第 1 項	個人型年金加入者又は受給権者の死亡届出	10 日以内

国民年金法

条文	義務内容	期日等
第 121 条 ・国民年金基金令第 6 条、7 条、36 条	国民年金基金の公告	(設立の場合) 4 週間以内 (変更の場合) 2 週間以内 (解散の場合) 2 週間以内

第 127 条の 2 ・国民年金基金規則第 8 条第 1 項、第 10 条、第 11 条	加入員の資格の取得・喪失・種別・氏名・住所の変更	14 日以内
第 138 条(第 105 条第 4 項の準用) ・国民年金基金規則第 9 条、第 20 条第 1 項	加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権者の死亡届出	14 日以内
第 140 条 ・国民年金基金規則第 44 条第 1 項、第 2 項	基金の報告書の提出	(業務報告書) 毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の翌月 15 日まで (運用報告書) 翌事業年度 5 月 15 日まで



【別紙2】

年企発0513第3号
平成28年5月13日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

平成28年熊本地震に係る現況届の事務処理に関する指導等について

平成28年熊本地震にて被災された被保険者を加入員等とする厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）の現況届の事務処理については、「平成28年熊本地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」（平成28年4月22日年企発0422第1号）により通知しているところである。

今般、「熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件」（平成28年厚生労働省告示第223号。別添1参照。）及び「熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件の告示について（平成28年5月13日付年管発0513第1号。別添2参照。）により下記の対象者の厚生年金保険の現況届の提出期限が延長されることとなったところであり、貴管下の厚年基金の指導等に特段のご配慮を賜りたい。

記

1. 対象者

熊本県に住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が4月1日から6月30日までの間にある者。

2. 延長後の提出期限

平成28年7月31日

規則

告示

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年五月十三日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一一二三一七

人事院規則九一一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「コ」を「工」とし、「口からフ」までをハ

からコまでとし、「イ」の次に次のように加える。

□ 成年後見制度利用促進委員会事務局

からコまでとし、「イ」の次に次のように加える。

□ 成年後見制度利用促進委員会事務局

からコまでとし、「イ」の次に次のように加える。

○法務省告示第二百二十八号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が

からコまでとし、「イ」の次に次のように加える。

□ 成年後見制度利用促進委員会事務局

平成二十八年五月十三日	政治資金適正化委員会告示第二百二十九号
登録番号	登録年月日 氏名
五〇三七	二八 四一五 渡邊 光賢
五〇三八	二八 四一五 二垣 幸広
五〇三九	二八 四一五 阪田 剛史
五〇四〇	二八 四一五 島中 昇平
五〇四一	二八 四一五 平鹿 雅之
五〇四二	二八 四一五 斎藤 義典
平成二十八年五月十三日	法務大臣 岩城 光英

平成二十八年五月十三日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

○法務省告示第二百三十号	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年七月十三日法務省告示第三百六十一号の一部を次のように改正する。
○法務省告示第二百三十一号	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。
平成二十八年五月十三日	法務大臣 岩城 光英
上村鉄筋建設株式会社	熊本県熊本市南区富合町釧廻堂七百八十八番地 鉄筋施工
○厚生労働省告示第二百二十三号	平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）及び平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十二条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）において、受給権者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。以下同じ。）又は受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、熊本県に平成二十八年四月十四日において住所を有する受給権者又は受給者であつてその誕生日が四月一日から六月三十日までの間にある者が平成二十八年において届書等を提出すべき日は、これらの定期にかかるわざず、平成二十八年七月三十一日とする。
平成二十八年五月十三日	厚生労働大臣 塩崎 恭久

年管発0513第1号
平成28年5月13日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成28年厚生労働省告示第223号（熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遗漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

熊本県に居住する受給権者等であって、平成28年熊本地震後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないよう、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

熊本県に住所を有する年金受給権者等であって、その誕生日が4月1日から6月30日までの間にあるものについては、平成28年における届書等の提出期限を平成28年7月31日とする。

年管発0513第2号
平成28年5月13日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成28年厚生労働省告示第223号（熊本県における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであり、当職から日本年金機構理事長に対し、別添のとおり通知を発出しているので、御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計られたい。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

熊本県に居住する受給権者等であって、平成28年熊本地震後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないよう、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

熊本県に住所を有する年金受給権者等であって、その誕生日が4月1日から6月30日までの間にあるものについては、平成28年における届書等の提出期限を平成28年7月31日とする。